

広島県告示第百八十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十一年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
温品六丁目地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を昭和六十三年二月二十五日広島県告示第百八十九号（ロ）（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱一号と二号は告示で指定した土地に存する標柱四号と五号を結んだ線上に存するものとする。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市 東区	温品六丁目			甲一四八八番一	標柱一号
				五六番五	標柱二号
				五五番六	標柱三号及び四号
				五五番一七	標柱五号
				五五番一二	標柱六号